

独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務
に関する業務方法書の変更について

1. 変更の趣旨

「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を引用している業務方法書の規定について、当該法令等の改廃等に伴う所要の技術的修正を行うものとする。

2. 変更の内容

上記を踏まえ、「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書」の一部を別添新旧対照表（案）のとおり変更する。

○第 25 条（2）ロ

「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」
の遵守

↓

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）並びに同法に基づく関係
法令及び関係ガイドラインの遵守